

公立大学法人会津大学職員の定年等に関する規程

(平成18年4月 1日規程第39号)

改正 平成19年2月26日規程第81号

改正 平成27年4月 1日規程第15号

改正 平成27年8月 7日規程第34号

改正 平成29年2月22日規程第25号

改正 2023年4月 1日規程第20号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 定年制度（第2条―第5条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）
- 第4章 定年前再雇用短時間勤務制（第12条）
- 第5章 雑則（第13条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第18条の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、別に定められている福島県の「職員の定年等に関する条例（昭和59年福島県条例第3号）（以下「条例」という。）」、「職員の定年等に関する規則（令和4年福島県人事委員会規則第29号）（以下「規則」という。）」、その他福島県の関係例規、通知等を準用する。

第2章 定年制度

（定年）

第2条 職員の定年は年齢65年とする。

（定年による退職）

第3条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（教員の特例）

第4条 本学に在職した期間が通算して10年以上となる教員が60歳以上65歳未満の間に退職（死亡による退職を含む。）をする場合は、理事長は、部局長会議の

議を経て、これを定年による退職とみなすことができる。

(定年による退職の特例)

第5条 理事長は、定年に達した職員（教員を除く。）が第3条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

ただし、第9条第1項及び第2項の規定により異動期間（第6条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第7条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合における当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 理事長は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 理事長は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定められているところに準ずる。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第6条 理事長は、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）に、管理監督職以外の職へ降任をするものとする。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第7条 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 公立大学法人会津大学職員給与規程第10条第1項に規定する給料の特別調整額を支給される職員（教員を除く）の職
- (2) 前号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として理事長が定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第8条 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への雇用の制限の特例)

第9条 理事長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により業務の運営に著しい支障が生ずること。

2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、

延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 理事長は、前条第1項及び第2項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 理事長は、第9条第1項及び第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、当該異動期間が延長された管理監督職を占める職員について他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再雇用短時間勤務制

(定年前再雇用短時間勤務職員の雇用)

第12条 理事長は、年齢60年に達した日以後に退職をした職員(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績や面談等により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該職員が占める職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この規程に定めるほか、職員の定年等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(任期の末日に関する特例)

2 次の表の上欄に掲げる期間における第6条第3項の規定の適用については、同条中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲

げる字句とする。

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	62歳
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(定年に関する経過措置)

- 1 2023年4月1日から2031年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし教員は除くものとする。

2023年4月1日から2025年3月31日まで	61年
2025年4月1日から2027年3月31日まで	62年
2027年4月1日から2029年3月31日まで	63年
2029年4月1日から2031年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 2 理事長は、当分の間、職員(教員は除く)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される雇用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認

するよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、2023年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再雇用に関する経過措置)

第2条 理事長は、教員以外の職員のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、旧規程定年（旧規程第2条に規定する定年をいう）により退職した者で再雇用を希望するものについて、1年を超えない範囲内で再雇用するものとする。ただし、就業規則第20条第1項各号又は第2項各号に掲げる解雇の事由に該当する者についてはこの限りでない。

2 2032年3月31日までの間、理事長は教員以外の職員のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、新規程定年に達している者で再雇用を希望するものについて、1年を超えない範囲内で再雇用するものとする。ただし、就業規則第20条第1項各号又は第2項各号に掲げる解雇の事由に該当する者についてはこの限りでない。

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再雇用職員（第1項若しくは第2項により採用された職員をいう。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再雇用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 理事長は、暫定再雇用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再雇用職員の同意を得なければならない。